



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

# 福島県犯罪被害者等支援計画 令和4年度取組状況

令和5年7月  
福島県

# 1 はじめに

---

県では、犯罪等により被害を受けた方やその御家族・御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県・県民・事業者・市町村・民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、令和3年10月に福島県犯罪被害者等支援条例を制定し、令和4年4月に施行されました。

また、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針や取り組むべき具体的な施策等についてまとめた福島県犯罪被害者等支援計画を令和4年3月に策定しました。

本書は、支援計画における令和4年度中の関係部局等による犯罪被害者等支援施策の取組状況を取りまとめたものです。

## 2 支援計画の概要

---

### (1) 基本方針

#### ①犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

#### ②犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

#### ③途切れることのない必要な支援の提供

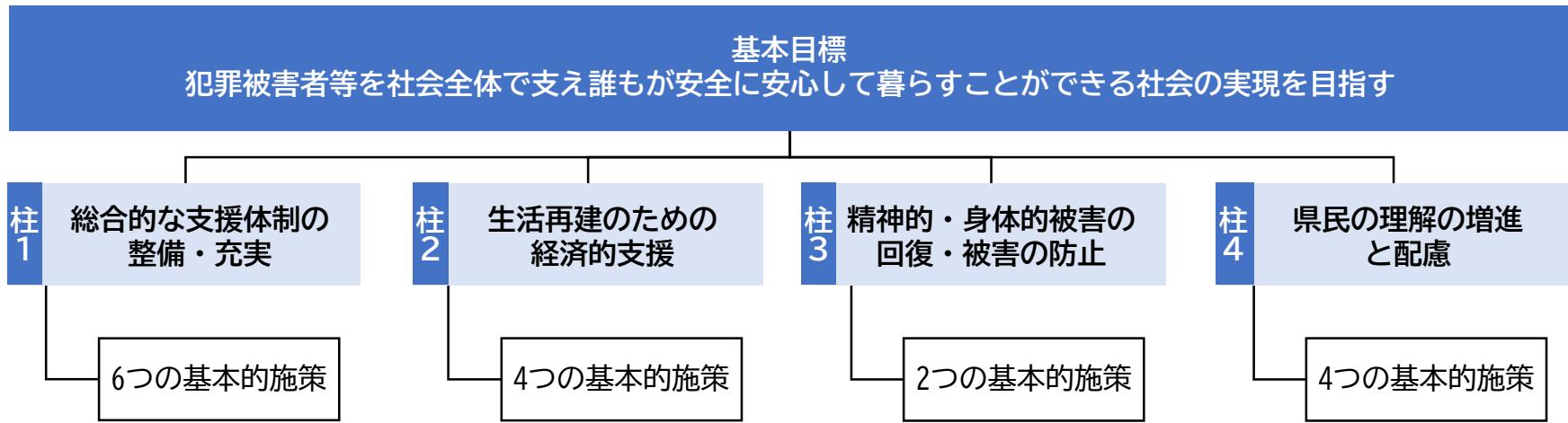
犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

### (2) 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

### (3) 施策の柱

4つの施策の柱を設定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。



### (4) 推進体制

県・県警察・市町村・民間支援団体を始め、関係機関・団体が相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を提供していきます。

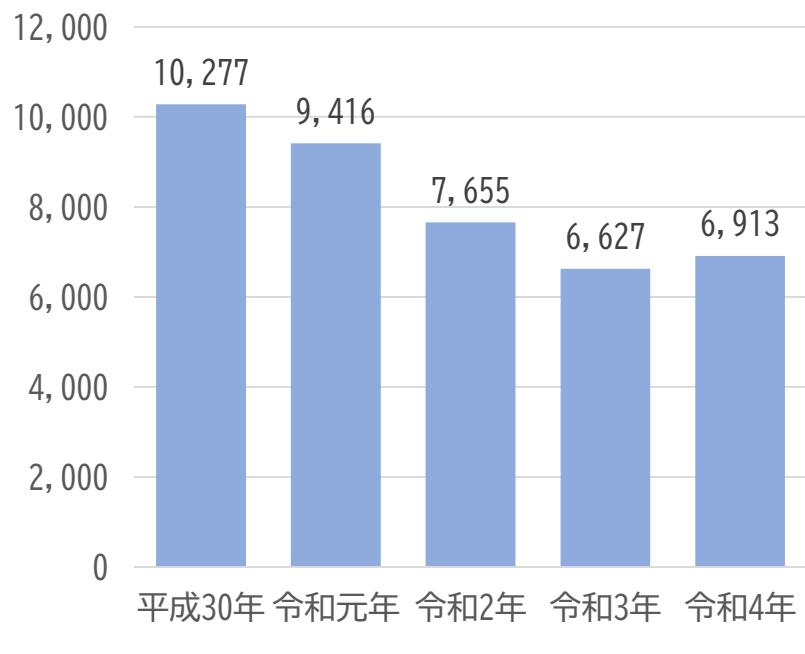
### (5) 進行管理

条例第9条第6項に基づき、毎年度、支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を取りまとめ、福島県ホームページにおいて公表します。

また、有識者等で構成される「福島県犯罪被害者等支援施策推進会議」において進捗状況を点検し、必要に応じて取組の見直しを行います。

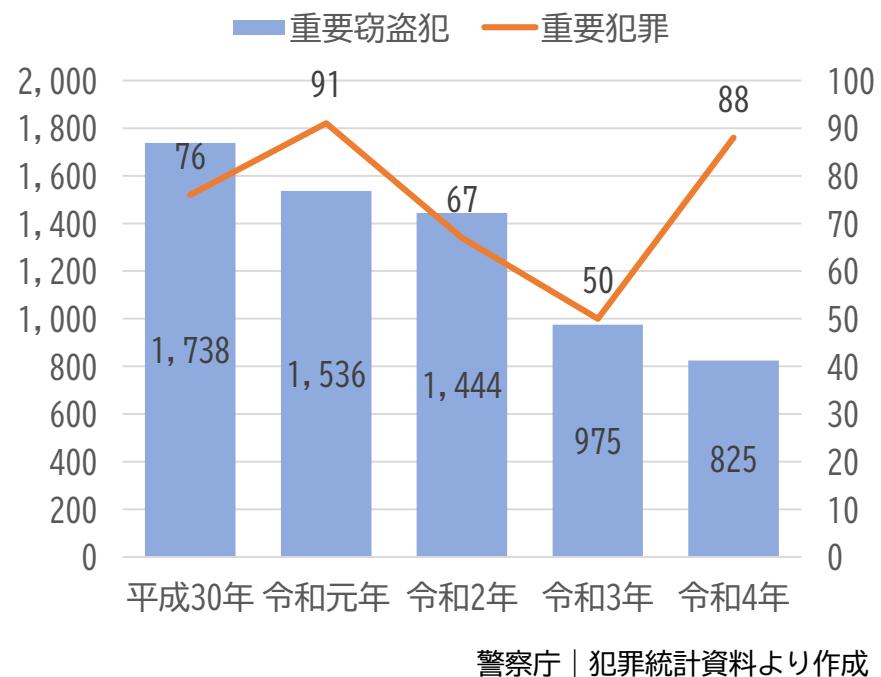
### 3 県内の犯罪等発生状況

#### 刑法犯認知件数



刑法犯認知件数は、年々減少傾向にありましたが、令和4年には微増しており、6,913件となっています。

#### 重要犯罪・重要窃盗犯認知件数



重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取・誘拐及び強制わいせつ）・重要窃盗犯（侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり）の認知件数は、減少傾向でしたが、重要犯罪については、令和4年には増加しており88件となっています。増加している主な要因は、強制性交等及び強制わいせつの増によるものです。

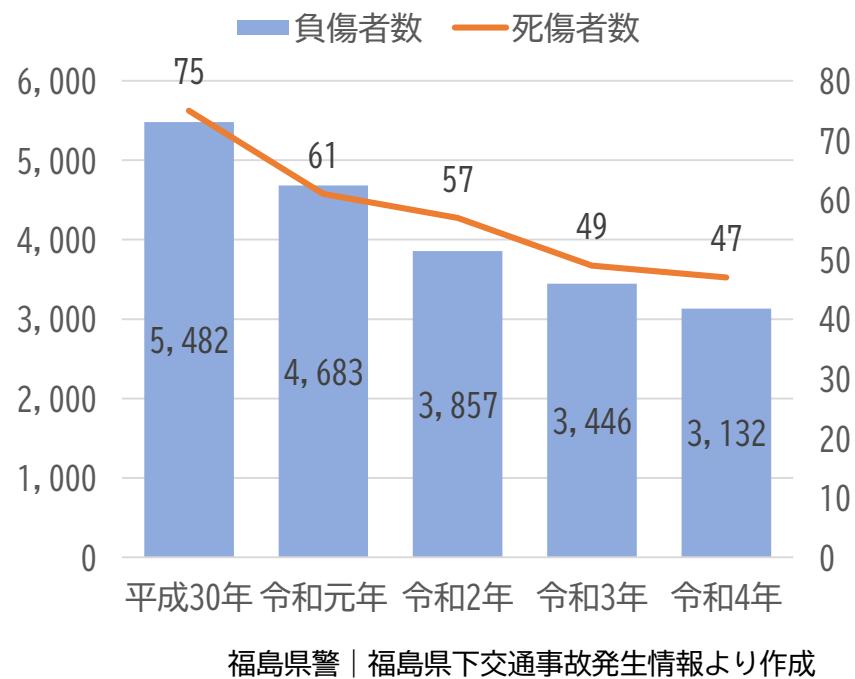
## 交通事故発生件数



福島県警 | 福島県下交通事故発生情報より作成

交通事故発生件数は、年々減少傾向にあり、令和4年には、2,702件となっています。

## 交通事故による負傷者数・死傷者数

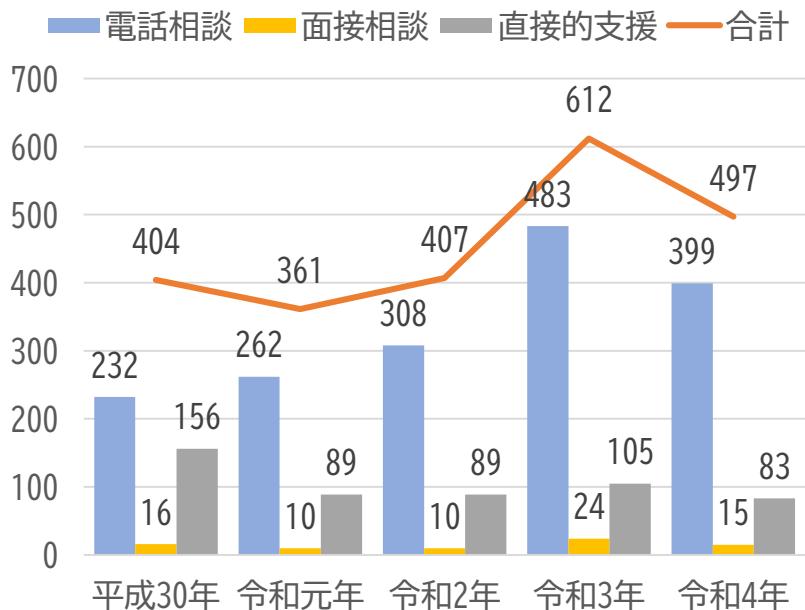


福島県警 | 福島県下交通事故発生情報より作成

交通事故による負傷者及び死傷者の数は、いずれも減少傾向にあり、令和4年には、負傷者数3,132人・死傷者数47人となっています。

## 4 犯罪被害等に関する相談の状況

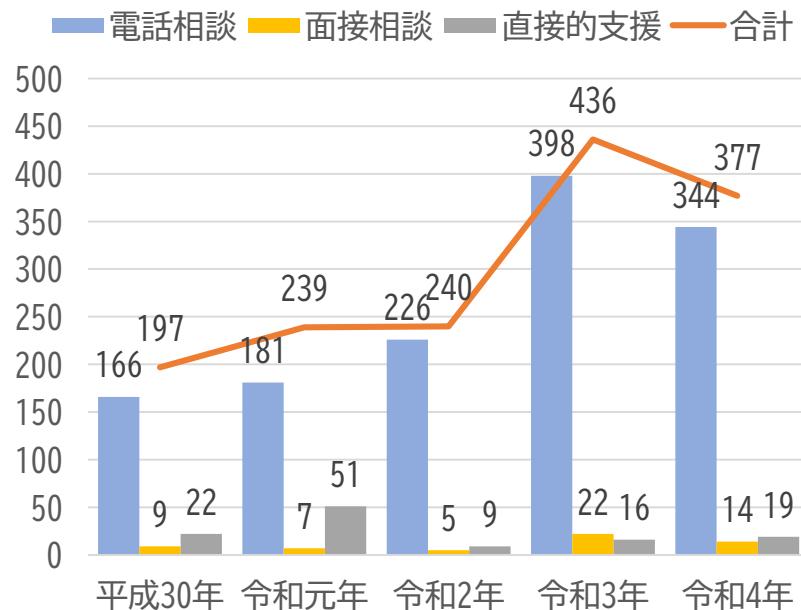
### ふくしま被害者支援センター相談件数



ふくしま被害者支援センター統計資料より作成

ふくしま被害者支援センターにおける相談件数について、令和4年は前年と比べると減少しているものの、全体的には増加傾向にあります。

### S A C R Aふくしま相談件数



ふくしま被害者支援センター統計資料より作成  
※ふくしま被害者支援センター相談件数の内数

S A C R Aふくしまにおける相談件数について、令和4年は前年と比べると減少しているものの、ふくしま被害者支援センター相談件数に占める割合は、令和4年で76%となっており、令和3年の71%から増加しています。

# 4 支援計画の令和4年度実施状況

福島県犯罪被害者等支援計画における16の基本的施策について、施策の方向に沿って推進しました。

令和5年度も引き続き、関係部局を始め、県警察や市町村、関係機関等と相互に連携・協力を図りながら、取り組んでまいります。

## 施策の柱1 | 総合的な支援体制の整備・充実

### 基本的施策

- ① 相談及び情報の提供等（条例第12条）
- ② 大規模事案における支援（条例第19条）
- ③ 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援（条例第20条）
- ④ 人材の育成（条例第24条）
- ⑤ 支援従事者の二次受傷に対する支援（条例第25条）
- ⑥ 民間支援団体に対する支援（条例第26条）

## 施策の柱2 | 生活再建のための経済的支援

### 基本的施策

- ⑦ 日常生活の支援（条例第13条）
- ⑧ 居住の安定（条例第16条）
- ⑨ 雇用の安定（条例第17条）
- ⑩ 経済的負担の軽減（条例第18条）

## 施策の柱3 | 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

### 基本的施策

- ⑪ 心身に受けた影響からの回復支援（条例第14条）
- ⑫ 安全の確保（条例第15条関係）

## 施策の柱4 | 県民の理解の増進と配慮

### 基本的施策

- ⑬ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（条例第21条）
- ⑭ 県民の理解の増進（条例第22条）
- ⑮ 学校における教育の実施等（条例第23条）
- ⑯ 個人情報の適切な管理（条例第27条）

## 令和4年度の取組結果

| 施策番号                                     | 施策名  | 事業名   | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円）              | 担当部局等                | 担当課室                      |
|--|--|---|---|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策1 相談及び情報の提供等 |  |   |   |                      |                      |                           |
| 1  | 犯罪被害者等に関する相談支援<br><br>県、県警、ふくしま被害者支援センター、その他関係機関・団体が連携して必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を行う。なお、県は、行政サービスがワンストップで提供できるよう、「総合的対応窓口」として、県警やふくしま被害者支援センターと連携しながら、生活支援における県機関及び市町村等との総合的な連携・調整を行う。さらに、関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。  | 犯罪被害者等支援体制整備事業<br><br>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備                          | ○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。<br>※平成18年11月に男女共生課に設置<br><br>○県及び市町村の犯罪被害者等相談窓口を記載したパンフレットを犯罪被害者等支援イベントで配布した（160部）。<br>○福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、遺族講演・研修を実施したほか、死傷者多数事案発生時の事例検討を行った。<br>○ふくしま被害者支援センターにおける会議に出席し、連携協力を推進した（6回）。  | 726<br>0             | 生活環境部<br>警察本部        | 男女共生課<br>県民サービス課          |
| 2  | 性犯罪被害に関する相談支援<br><br>県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者等に対して電話・面接相談、付き添い支援、情報の提供等のきめ細かな支援を行う。また、24時間365日の支援体制を確保するため、国の夜間休日コールセンターと連携し、円滑な運用に努める。今後も、被害者が必要とする支援の充実のために、福島県における現在の問題点、課題等を整理し、夜間休日コールセンターの利用状況も踏まえ、24時間365日対応できる相談支援体制について総合的に検討する。 | 性暴力等被害者支援事業<br><br>ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業<br><br>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 | ○性暴力等被害者に関する相談・支援を実施。<br>・電話・面接相談：電話466件／面接15件<br>・直接支援：22件<br>・法的支援：6件<br>・国の夜間休日コールセンターとの連携<br>○性暴力等被害者に関する心身回復支援を実施。<br>・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成：28件<br><br>○悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備した。平日（月曜日から金曜日）の17時から10時と、休日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、外部団体への委託により対応した。<br><br>○「SACRAふくしま」と各種情報共有を図るとともに、コールセンターからの夜間休日の通報に対する対応要領を作成し、連携体制を確立した。 | 10,169<br>8,724<br>0 | 生活環境部<br>教育庁<br>警察本部 | 男女共生課<br>義務教育課<br>県民サービス課 |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名                          | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室    |
|------|--|------------------------------|--|---------|-------|---------|
| 3    | 被害初期における迅速な相談支援<br><br>被害直後から支援を迅速かつ効果的に実施できるよう、県、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体が十分な連携を図るとともに、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の周知に努める。 | 市町村犯罪被害者等支援強化事業              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和4年5、6月）</li> </ul> </li> </ul> <p>※R5.4.1現在：17市町村で条例制定済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和4年11月）</li> <li>・犯罪被害者支援ハンドブックの改定（令和4年9月）</li> </ul> | 157     | 生活環境部 | 男女共生課   |
|      |  | 犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共生課のホームページの見直しを行い、閲覧者が必要とする情報を見つけやすくするために、犯罪被害者支援の項目を新たに設けるなど、情報の整理を行った。</li> </ul>  | 0       | 生活環境部 | 男女共生課   |
|      |  | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページに各種相談窓口や犯罪被害者等に対する施策について掲載し、適切な情報提供を実施した。</li> <li>○犯罪被害者等の心情を理解するため、各種研修会等を開催し、講演やロールプレイング等実践的な教養を実施した（11回）。</li> <li>○犯罪被害者等の要望に応じふくしま被害者支援センターと情報共有を図るなど連携に努めた。</li> </ul>  | 0       | 警察本部  | 県民サービス課 |
| 4    | 犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用<br><br>県は、相談窓口の適切な運用に結びつけられるよう、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体と連携して窓口担当者に対する研修会等を開催し、連携に必要な情報提供、各種支援に関する紹介や助言等に努める。         | 市町村犯罪被害者等支援強化事業              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和4年5、6月）</li> </ul> </li> </ul> <p>※R5.4.1現在：17市町村で条例制定済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和4年11月）</li> <li>・犯罪被害者支援ハンドブックの改定（令和4年9月）</li> </ul> | 157     | 生活環境部 | 男女共生課   |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名                          | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室   |
|------|--|------------------------------|---|---------|-------|--|
| 5    | 警察における相談体制の充実<br><br>警察安全相談電話「#9110」番、「性犯罪被害110番」、「ヤングテレホン」、「いじめ110番」、「女性安全相談所」、「女性被害相談所」等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。 | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 | ○各種相談窓口を設置し、相談者の立場に立った適切な運用に努めた。<br>○性犯罪相談窓口へ女性警察官を継続して配置するとともに被害者等の希望する性別の職員が対応した。   | 0       | 警察本部  | 県民サービス課<br>警務課<br>少年女性安全対策課<br>生活環境課<br>地域企画課<br>捜査第一課<br>組織犯罪対策課<br>交通企画課<br>交通指導課<br>運転免許課 |
| 6    | 市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援<br><br>市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。   | 市町村犯罪被害者等支援強化事業              | ○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。<br>・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和4年5、6月）<br>※R5.4.1現在：17市町村で条例制定済<br>・市町村施策一覧表の作成例を作成し各市町村に配布（令和4年11月） | 157     | 生活環境部 | 男女共生課  |
| 7    | 犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布<br><br>犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携の強化及び支援の充実に努める。                                   | 市町村犯罪被害者等支援強化事業              | ○各種支援制度や相談窓口をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」を令和4年9月に改定し、11月に開催した市町村担当者研修会などの機会も捉えながら、市町村や関係機関に配布を行った。   | 157     | 生活環境部 | 男女共生課  |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名                      | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室  |
|------|--|--------------------------|--|---------|-------|-------|
| 8    | 支援施策に関する総合的な相談への対応<br><br>犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したらよいか分からぬ方などのために、相談内容に応じて適切な対応部署や必要な情報を提供する。また、市町村に対して相談体制の充実を働きかける。  | 犯罪被害者等支援体制整備事業           | ○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。<br>※平成18年11月に男女共生課に設置   | 726     | 生活環境部 | 男女共生課 |
|      |  | 市町村犯罪被害者等支援強化事業          | ○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。<br>・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和4年5、6月）<br>※R5.4.1現在：17市町村で条例制定済<br>・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和4年11月）<br>・犯罪被害者支援ハンドブックの改定（令和4年9月） | 157     | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 9    | 犯罪被害者等支援に関するホームページによる情報提供<br><br>県のホームページに「犯罪被害者等支援に関するページ」を作成し、知事部局、警察本部、教育庁、その他関係機関の相談窓口の提供を行う。                      | 犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実   | ○男女共生課のホームページの見直しを行い、閲覧者が必要とする情報を見つけやすくするために、犯罪被害者支援の項目を新たに設けるなど、情報の整理を行い、関係部局等、関係機関の相談窓口の提供を行った。  | 0       | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 10   | 交通事故相談への対応<br><br>県政相談コーナーに交通事故相談員を配置し、交通事故における損害賠償請求や示談の仕方など、交通事故被害者等からの相談に対応する。                                      | 相談事業                     | ○県政相談コーナーに交通事故相談員を2名配置し、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて、面談、電話相談により対応した（交通事故相談件数：122件）。   | 21,588  | 総務部   | 県民広聴室 |
| 11   | 消費者トラブルに係る相談への対応<br><br>消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた相談者への助言・あっせんを行う。 | 福島県消費生活センターにおける消費生活相談の受付 | ○県消費生活センターにおける消費生活相談受付を実施した。<br>・平日 月曜日～金曜日<br>・休日 月1回（原則第4日曜日）<br>○弁護士、司法書士による消費生活無料法律相談を実施した。<br>・県消費生活センター（月4回）<br>・県中、県南、会津地方振興局（各年6回）<br>○ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談を実施した。<br>・県消費生活センター（月1回）  | 2,380   | 生活環境部 | 消費生活課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名  | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円）              | 担当部局等                   | 担当課室                    |
|------|---|--|--|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 12   | 女性に関する相談への対応<br><br>DV被害やストーカー被害等、女性に関する様々な問題について相談を受ける窓口を男女共生センター、女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、警察署等に設置し、解決に向けた助言や支援を行う。 | 男女共生センター相談事業<br><br>配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業（小事業：配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業）<br>女性のための相談支援センター事業（小事業：夜間・休日の相談体制充実強化事業）<br>相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 | ○男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行った（女性の相談件数：825件）。<br><br>○保健福祉事務所及び女性のための相談支援センターに、女性相談員を配置した（保健福祉事務所：6名、女性のための相談支援センター：5名）。<br><br>○事件主管課や支援担当課と緊密に連携し、対応者の性別など犯罪被害者等の心情に配慮した対応を実施した。 | 2,098<br>31,061<br>0 | 生活環境部<br>こども未来局<br>警察本部 | 男女共生課<br>児童家庭課<br>地域企画課 |
| 13   | 医療に関する相談への対応<br><br>保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行う。                                | 精神訪問指導事業<br><br>福島県医療相談センター事業  | ○保健所において精神科医師等による心の健康相談を実施し、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行った（相談対応件数計：6,014件）。<br><br>○地域医療課内及び各保健所において通年設置し、無料で相談対応を行った（相談対応件数：計1,507件）。  | 2,294<br>2,877       | 保健福祉部<br>保健福祉部          | 障がい福祉課<br>地域医療課         |
| 14   | 妊娠に関する相談への対応<br><br>予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のミカタ 健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応する。                             | 女性のミカタ健康サポートコール等事業   | ○保健福祉事務所において、妊娠に関する悩みなど女性特有の健康に関する個別相談を専門電話・来所により、隨時受け付けた（実績：67件）。   | 367                  | こども未来局                  | 子育て支援課                  |
| 15   | 心のケアに関する相談への対応<br><br>精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談への対応や支援等を行う。   | 精神訪問指導事業   | ○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施した（相談対応件数計：10,582件）。   | 2,294                | 保健福祉部                   | 障がい福祉課                  |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名                                  | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等  | 担当課室  |
|------|--|--------------------------------------|---|---------|--------|-------|
| 16   | ひとり親家庭の就業等に関する相談への対応<br><br>各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。また、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。 | ひとり親家庭相談事業<br>母子家庭等就業・自立支援事業         | ○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置した（自立支援員：13名）。<br>○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行った。   | 46,292  | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 17   | 児童相談所における児童虐待に関する相談への対応<br><br>児童相談所において、24時間・365日、児童虐待に関する相談及び通告に対応する。  | 児童相談所費行政経費（小事業：児童相談所虐待対応ダイヤル等受付業務委託） | ○夜間・休日における児童相談所虐待対応ダイヤル等を通して行われる電話相談や児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託した（相談件数：1,911件）。  | 11,880  | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 18   | 就職や転職等に関する相談への対応<br><br>「ふくしま生活・就職応援センター」において、就職や転職等の相談に対応する。  | ふくしま生活・就職応援センター運営事業                  | ○県内6か所（郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市、富岡町）に相談窓口を設置し、就労・生活再建支援を行った。   | 122,793 | 商工労働部  | 雇用労政課 |
| 19   | 子どものための24時間電話相談<br><br>24時間、365日、子どものいじめ問題等に関する悩み相談に対応する。  | ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業                 | ○いじめに関する悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備した。平日（月曜日から金曜日）の17時から10時と、休日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、外部団体への委託により対応した。 | 8,724   | 教育庁    | 義務教育課 |
| 20   | ダイヤルSOS<br><br>平日（10:00～17:00）、子どものいじめや不登校、体罰などの教育相談にフリーダイヤルで対応する。   | 学校教育相談員配置事業                          | ○教育センターに2名の学校教育相談員を配置し、県内全域のいじめや不登校問題等の電話相談に当たった（※電話はフリーダイヤルで対応し、相談時間は月曜日から金曜日の10時から17時）。   | 2,793   | 教育庁    | 義務教育課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                                 | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等    | 担当課室           |
|------|---|-------------------------------------|--|---------|----------|----------------|
| 21   | スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用<br><br>児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努める。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っていく。 | スクールカウンセラー派遣事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業 | ○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に166人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。<br>○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ56名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。                         | 710,383 | 教育庁      | 高校教育課<br>義務教育課 |
| 22   | 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における支援<br><br>不登校状態にある児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行い、再登校を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携のもと、児童生徒へのスペシャルサポートルーム（SSR）の活用により支援を行うなど、学びの機会を確保するための取組を実施する。                            | スクールカウンセラー派遣事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業 | ○県内20校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置し、専任の教員の配置により正式な教室として不登児童生徒の心の居場所作りを行った。<br>○県内7つの教育事務所ごとに行われる域別シンポジウム（公立小・中学校より1名参加の悉皆研修）において、SC・SSWの活用、SSRの紹介等を行い、不登校児童への対応に当たった。 | 5,876   | 教育庁      | 義務教育課          |
| 23   | 労働相談への対応<br><br>労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できるよう労働相談を実施する。   | 労働相談への対応                            | ○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者から電話・メール・来庁等により労働相談を実施した（相談実件数：578件）。   | 0       | 労働委員会事務局 | 審査調整課          |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名  | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等         | 担当課室  |
|------|---|--|---|---------|---------------|---|
| 24   | 刑事手続等に関する情報の提供の充実<br><br>刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。  | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供<br>犯罪被害者等支援事業（新被害者の手引）        | ○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、各種支援施策や刑事手続き等の流れについて適時適切な情報提供を行った。<br>○新「被害者の手引」を作成・印刷し、各警察署等へ配置した（450部）。                             | 461     | 警察本部          | 県民サービス課<br>少年女性安全対策課<br>地域企画課<br>刑事総務課<br>捜査第一課<br>交通指導課<br>外事課 |
| 25   | 民事手続等に関する情報の提供の充実<br><br>損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等に備え付けるとともに、各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知する。また、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度について周知を図る。 | 犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実<br><br>相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 | ○男女共生課ホームページの犯罪被害者等の支援に関するページに法テラスへのリンクを掲載し、民事手続き等に関する情報の提供の充実を図った。<br><br>○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、損害賠償請求に関する制度等について情報提供を行った。 | 0       | 生活環境部<br>警察本部 | 男女共生課<br>県民サービス課  |
| 26   | 自助グループの活動についての情報提供<br><br>犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報提供を行う。  | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備   | ○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、自助グループ活動について情報提供を行った。   | 0       | 警察本部          | 県民サービス課   |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名  | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室                      |
|------|--|--|---|---------|-------|---------------------------|
| 27   | 外国人の犯罪被害者等への情報提供の充実<br><br>外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内容の充実と見直しを図り、適切に配布されるよう努めるとともに、外国人に対し、警察の犯罪被害者施策について周知を図る。また、外国人住民のための生活相談窓口や電話による無料通訳サービスの活用により、多言語の相談に対応する。 | 外国人住民相談体制整備事業                              | ○外国人住民が地域で安心して暮らせるよう、多言語による生活相談窓口を運営する（毎週火～土曜、9:00～17:15）とともに、関係機関と連携した専門相談会及び年金セミナーを3回実施した。  | 12,587  | 生活環境部 | 国際課                       |
|      |  | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供               | ○外国人の犯罪被害者等に対して外国人被害者用「被害者の手引」（英語版）を活用し、各種支援施策等について情報提供を行った。  | 0       | 警察本部  | 県民サービス課                   |
| 28   | 捜査に関する適切な情報提供等<br><br>捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める、また、犯罪被害者等の状況や要望について、関係機関・団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図る。               | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供               | ○事件事故担当者又は被害者支援担当者が捜査状況等について定期的に連絡を行った。   | 0       | 警察本部  | 県民サービス課<br>刑事総務課<br>交通指導課 |
| 29   | 被害者支援要員制度による支援<br><br>あらかじめ指定された警察職員（被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、説明や関係機関の紹介などの支援を行う。   | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備<br>犯罪被害者支援事業（被害者支援研修会等） | ○各警察署等において被害者支援要員（442名）を指定し、事件主管課と連携して早期に支援体制を確立し、犯罪被害者等のニーズに添った支援活動を実施した。また、本部内に指定被害者支援要員（41名）を指定し、大規模事件事故発生時に備えた。<br>○被害者支援要員等及び指定被害者支援要員に対し、研修会を実施した（3回・458名）。 | 95      | 警察本部  | 県民サービス課                   |
| 30   | 被害少年等が相談しやすい環境の整備<br><br>被害少年からの相談について、県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載などにより、効果的な周知・広報を図るとともに、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の設置等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。                   | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供               | ○被害少年の立場に立った相談窓口対応を行うとともに、「ヤングテレホン」「いじめ110番」等をホームページに掲載し周知広報を図った。また、相談窓口等を記載した少年非行防止リーフレットを作成し（5,000部）各警察署に備え付け、また配布するなどの広報活動を実施した。                               | 297     | 警察本部  | 県民サービス課<br>少年女性安全対策課      |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                          | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室  |
|------|---|------------------------------|--|---------|-------|---|
| 31   | 被害少年の精神的打撃軽減のための継続的な支援の推進<br><br>被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、被害者支援センターをはじめとする民間支援団体への紹介を行うとともに、少年補導員等による継続的な支援を実施する。                     | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 | ○ふくしま被害者支援センターへの情報提供はなかったが、性犯罪被害を受けた児童生徒に対して保護者の同意を得た上で継続的なカウンセリングを行った。併せて、保護者に対しても適切な対応方法を助言するなどの支援を実施した。<br>○少年カウンセリングアドバイザーを外部に委嘱し、少年警察補導員に対する助言・指導を行うことで被害少年の継続的支援を推進した。 | 0       | 警察本部  | 県民サービス課<br>少年女性安全対策課                            |
| 32   | 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上<br><br>「#8103（ハートさん）」、「性犯罪被害110番」、「SACRAホットライン」等の相談窓口に関する広報により、性犯罪被害者による公費負担制度、カウンセリング制度等に関する情報入手の利便性向上に努める。 | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 | ○各種イベント、会合、講習会等の機会に広報用ポスター及びチラシを配布したほか、ホームページへの掲載やラジオ放送等により広報を実施した。  | 0       | 警察本部  | 県民サービス課<br>少年女性安全対策課<br>地域企画課<br>捜査第一課          |
| 33   | 性犯罪被害相談の適切な対応<br><br>性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進する。  | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 | ○事件主管課や支援担当課と緊密に連携し、対応者の性別など犯罪被害者等の心情に配意した対応を実施した。   | 0       | 警察本部  | 県民サービス課<br>少年女性安全対策課<br>地域企画課<br>刑事総務課<br>捜査第一課 |
| 34   | 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等<br><br>検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続き等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努める。                          | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 | ○遺族等に対し、検視及び司法解剖について、その必要性、今後の流れ等についてリーフレットを配付するなどして丁寧に説明し、疑問や不安が残らないよう、遺族から真に理解が得られるようその心情に配意した対応を行った。  | 0       | 警察本部  | 捜査第一課<br>交通指導課                                  |

| 施策番号   | 施策名   | 事業名  | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円）  | 担当部局等         | 担当課室             |
|--|---|--|---|----------|---------------|------------------|
| 35   | 関係機関・団体と連携した支援活動<br><br>福島県被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークの活用により、犯罪被害者等支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努める。                        | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備<br>犯罪被害者支援事業（福島県被害者支援連絡協議会関係） | ○福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、被害者遺族講演等の研修を実施し、活動の活性化を図った。また、死傷者多数事案発生時の想定事例に基づく事例検討を実施し、特異事案発生時の被害者支援について、情報を共有した。  | 88       | 警察本部          | 県民サービス課          |
| 施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策2 大規模事案における支援                  |   |  |   |          |               |                  |
| 36   | 大規模事案における支援体制の整備<br><br>大規模被害者支援事案が発生した場合における県、警察、民間支援団体、県内各市町村、関係県・市町村、その他の関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。 | 犯罪被害者等支援体制整備事業<br><br>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備         | ○福島県被害者等支援連絡協議会へ参加し、大規模事案発生時の事例検討を行ったほか、福島相談窓口業務連絡会では活動内容の紹介を通して県事業等の共有を行いながら、犯罪被害者等支援に携わる方々との関係の構築を図った。また、5月から6月にかけて県内7方部での市町村担当者説明会の開催や11月に実施した市町村研修会を通して、市町村の主な役割や関係機関との連携の必要性についての理解醸成を図った。<br><br>○指定被害者支援要員研修において、死傷者多数事案対応についての講演会を実施した。 | 726<br>0 | 生活環境部<br>警察本部 | 男女共生課<br>県民サービス課 |
| 施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援 |   |  |   |          |               |                  |
| 37   | 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援<br><br>県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等における県内外の関係機関・団体の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、県外の関係機関と相互に連携・協力して支援体制を整備し、必要な支援を行う。         | 犯罪被害者等支援体制整備事業<br><br>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備         | ○福島県被害者等支援連絡協議会へ参加し、大規模事案発生時の事例検討を行ったほか、福島相談窓口業務連絡会では活動内容の紹介を通して県事業等の共有を行いながら、犯罪被害者等支援に携わる方々との関係の構築を図った。また、5月から6月にかけて県内7方部での市町村担当者説明会の開催や11月に実施した市町村研修会を通して、市町村の主な役割や関係機関との連携の必要性についての理解醸成を図った。<br><br>○事件発生警察署及び民間被害者支援団体と連携し適切な支援活動を実施した。     | 726<br>0 | 生活環境部<br>警察本部 | 男女共生課<br>県民サービス課 |

| 施策番号                                       | 施策名   | 事業名                                   | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等         | 担当課室             |
|--|---|---------------------------------------|--|---------|---------------|------------------|
| <b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策4 人材の育成</b> |   |                                       |  |         |               |                  |
| 38   | 県及び市町村職員に対する研修<br><br>県及び各市町村に設置されている総合的対応窓口の職員を対象に、窓口機能の強化を図ることを目的として研修を行うとともに、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」において、事例研究を行い、県及び市町村の担当職員の意識の醸成及びノウハウの積み上げを図る。 | 市町村犯罪被害者等支援強化事業                       | ○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。<br>・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和4年11月）                                     | 157     | 生活環境部         | 男女共生課            |
| 39   | 民間支援団体における職員の育成支援<br><br>犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力をを行う。  | 研修への講師派遣<br><br>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備    | ○民間支援団体において、新たに任用した被害者支援活動員候補者が支援業務に必要な知識などの習得ができるよう、養成研修へ講師を派遣した（令和4年11月）。<br><br>○被害者支援活動員研修会に講師派遣し、被害者支援に関する教養を実施した（3回）。                              | 0<br>0  | 生活環境部<br>警察本部 | 男女共生課<br>県民サービス課 |
| 40   | 高齢者虐待対応職員に対する研修の実施<br><br>虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者へ適切な支援を行うことができるよう、高齢者虐待対応に当たる市町村等職員の対応力向上を図る研修を実施する。  | 高齢者権利擁護等推進研修事業                        | ○市町村等対象の高齢者虐待対応研修（養護者編：8月22日開催・110名参加／養介護施設従事者編：8月5日開催・33名参加）<br>○介護施設等職員対象の権利擁護推進員養成研修（3月1, 6日開催・73名参加）<br>○介護施設等に勤務する看護職員対象の看護実務者研修（8月30, 31日開催・63名参加） | 1,804   | 保健福祉部         | 高齢福祉課            |
| 41   | 虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員に対する研修の実施<br><br>虐待を受けた子どもが専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員の資質向上を図る。   | 虐待から子どもを守る総合対策推進事業(小事業：児童虐待ケース対策研修事業) | ○児童相談所職員や児童福祉施設等職員に対し、児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修会を実施し専門性の向上を図った（研修実施回数：3回）。  | 1,703   | こども未来局        | 児童家庭課            |

| 施策番号  | 施策名   | 事業名                                   | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等  | 担当課室    |
|---|---|---------------------------------------|--|---------|--|---------|
| 42  | 女性相談窓口等の職員への研修の実施<br><br>配偶者からの暴力を受けた女性等が専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員等の資質向上を図る。                               | 女性のための相談支援センター事業（小事業：DV被害者支援スタッフ養成事業） | ○県・市の女性相談員、女性センターボランティア、その他担当職員を対象とした専門的な研修を実施し、DV被害者支援体制の強化を図った（研修実施回数：4回）。 | 506     | こども未来局   | 児童家庭課   |
| 43  | 警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実<br><br>犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施する。                        | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備                    | ○警察学校等における教養等の機会に犯罪被害者等支援に関する教養等を実施した（11回）。                                  | 0       | 警察本部<br>県民サービス課<br>教養課<br>生活安全企画課<br>少年女性安全対策課<br>刑事総務課<br>捜査第一課 |         |
| <b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援</b> |   |                                       |  |         |  |         |
| 44  | 支援従事者へのメンタルヘルスケアの充実<br><br>犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷（二次受傷）を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図る。 | 性暴力等被害者支援事業                           | ○性暴力等被害者に関する相談・支援の研修を通して、支援従事者のメンタルヘルスケアの充実を図った（研修実施回数：24回）。                 | 10,169  | 生活環境部  | 男女共生課   |
| 45  | 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮<br><br>被害者支援要員等に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど必要な措置を講ずる。                   | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備                    | ○被害者カウンセリングアドバイザーを外部委嘱するとともに、代理受傷、メンタルヘルス、被害者の心理に関する教養を実施した（3回）。             | 0       | 警察本部   | 県民サービス課 |

| 施策番号                                       | 施策名   | 事業名  | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円）  | 担当部局等         | 担当課室             |
|--|---|--|---|----------|---------------|------------------|
| 施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策6 民間支援団体に対する支援 |   |  |   |          |               |                  |
| 46   | 県民に対する民間支援団体の意義、活動等の広報支援<br><br>各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知する。  | 犯罪被害者等支援普及啓発事業<br><br>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備<br>犯罪被害者支援業務事業（業務委託費） | ○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。<br>・遺族等講演会の開催（令和4年10月 会津若松市・広野町 合計65名参加）<br>・上記遺族等講演会に併せたパネル展の開催やホンデリング事業・ふくしま被害者支援センターの広報周知<br><br>○職員に対して教養資料の発出及び各種研修の機会に民間被害者支援団体の意義・活動等について教養するとともにあらゆる機会においてポスター・チラシなどにより県民に対する周知を推進した。 | 964<br>0 | 生活環境部<br>警察本部 | 男女共生課<br>県民サービス課 |
| 47   | 民間支援団体等への支援の充実<br><br>犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けて協力する。また、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場の借り上げ等の必要な支援を行う。                         | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備   | ○ふくしま被害者支援センターに対し、相談・支援業務、広報活動業務、相談・支援研修業務を委託することにより、財政的援助を実施した。  | 2,483    | 警察本部          | 県民サービス課          |
| 48   | 民間支援団体における職員の育成支援【再掲】<br><br>犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力をを行う。  | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備   | ○被害者支援活動員研修会に講師派遣し、被害者支援に関する教養を実施した（3回）。  | 0        | 警察本部          | 県民サービス課          |
| 施策の柱2 生活再建のための経済的支援   基本的施策7 日常生活の支援       |   |  |   |          |               |                  |
| 49   | 性犯罪・性暴力被害者への面接、付添支援の実施<br><br>県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者への面接支援や必要に応じて、病院や裁判所等への付き添いなどの直接支援を行う。 | 性暴力等被害者支援事業  | ○性暴力等被害者に関する相談・支援を実施。<br>・電話・面接相談：電話466件／面接15件<br>・直接支援：22件<br>・法的支援：6件<br>・国の夜間休日コールセンターとの連携<br>○性暴力等被害者に関する心身回復支援を実施。<br>・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成：28件  | 10,169   | 生活環境部         | 男女共生課            |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名               | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室  |
|------|--|-------------------|--|---------|-------|-------|
| 50   | 市町村等と連携した支援制度の活用<br><br>犯罪被害者等が必要とする支援を早期に受けることができるよう、介護サービスや育児サービス等に関する情報共有など、市町村を始めとする関係機関との連携を一層強化する。                   | 市町村犯罪被害者等支援強化事業   | ○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。<br>・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和4年5、6月）<br>※R5.4.1現在：17市町村で条例制定済<br>・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和4年11月）<br>・犯罪被害者支援ハンドブックの改定（令和4年9月） | 157     | 生活環境部 | 男女共生課 |
|      |  | 介護サービススクオリティアップ事業 | ○国のサーバーを使用し、県内の介護サービス事業者から報告を求め、内容を審査し、「介護サービス情報」を公表した。  | 1,038   | 保健福祉部 | 高齢福祉課 |
| 51   | 市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援【再掲】<br><br>市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。                                 | 市町村犯罪被害者等支援強化事業   | ○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。<br>・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和4年5、6月）<br>※R5.4.1現在：17市町村で条例制定済<br>・市町村施策一覧表の作成例を作成し市町村に配布（令和4年11月）                                   | 157     | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 52   | 犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布【再掲】<br><br>犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携の強化及び支援の充実に努める。 | 市町村犯罪被害者等支援強化事業   | ○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。<br>・犯罪被害者支援ハンドブックの改定（令和4年9月）   | 157     | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 53   | 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業の実施<br><br>生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体制を行うとともに、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する。 | 福島県一時生活支援事業       | ○各市を除く46町村の住居のない生活困窮者であつて、所得等が一定水準以下の者を対象に、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、自立相談支援機関により就労支援等の支援を行った（実績：31件）。  | 6,955   | 保健福祉部 | 社会福祉課 |

| 施策番号                | 施策名   | 事業名               | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室  |
|---------------------|---|-------------------|--|---------|-------|-------|
| 54                  | 生活困窮者自立相談支援機関による支援<br><br>現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、関係機関との連携を図りながら、生活困窮者の自立促進を図る。 | 自立相談支援事業          | ○各市を除く46町村の生活困窮者の自立に関する相談支援に関する業務について、委託して実施した。<br>・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会<br>・実施体制：県内5箇所※に生活自立サポートセンターを設置し支援員を25名配置した（※①県北保健福祉事務所管内、②県中保健福祉事務所管内、③県南保健福祉事務所管内、④会津・南会津保健福祉事務所管内、⑤相双保健福祉事務所管内）。<br>・令和4年度新規相談件数：763件（うち、プラン作成者：441件・自立相談支援による就労支援：180件） | 88,956  | 保健福祉部 | 社会福祉課 |
| 55                  | 日常生活自立支援事業による支援<br><br>認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。                  | 日常生活自立支援事業        | ○認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行った（実利用件数：683件）。  | 67,498  | 保健福祉部 | 社会福祉課 |
| 施策の柱2 生活再建のための経済的支援 |   | 基本的施策8 居住の安定      |  |         |       |       |
| 56                  | 県営住宅の優先入居<br><br>公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。  | 県営住宅等の優先入居        | ○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者については、優先的に選考して入居予定者を定めた。  | 0       | 土木部   | 建築住宅課 |
| 57                  | 市町村公営住宅の入居等の取り組みの促進<br><br>犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。   | 市町村犯罪被害者等支援強化事業   | ○市町村担当者説明会（令和4年5、6月）や日々の業務において、公営住宅の優先入居等の取組に係る情報共有を行い、取組を促進した。  | 157     | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 58                  | 転居費用助成金制度の創設及び運用<br><br>自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むことが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等が新たな住居に転居するための費用を助成する。                  | 犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金 | ○犯罪被害者等転居費用助成金を市町村と一体となって支給するため、令和4年4月に要綱を制定し運用を開始した。<br>・補助先：市町村<br>・補助額（定額）：10万円<br>※R5.4.1現在：20市町村で支給制度整備済  | 2,350   | 生活環境部 | 男女共生課 |

| 施策番号                | 施策名   | 事業名                         | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円）  | 担当部局等          | 担当課室           |
|---------------------|---|-----------------------------|--|----------|----------------|----------------|
| 59                  | 生活困窮者自立支援制度に基づく居住確保支援<br><br>離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、居住確保支援として、再就職のために居住の確保が必要な者に対し、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する。  | 住居確保給付金事業                   | ○各市を除く46町村の離職により住居を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、県6保健福祉事務所管内において有期で住居確保給付金を給付した（実績：19件）。  | 5,383    | 保健福祉部          | 社会福祉課          |
| 60                  | 居住支援法人による賃貸住宅への入居支援<br><br>県が指定する居住支援法人により、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行う。   | 住宅セーフティネット制度                | ○住宅相談や住まい探し等の入居支援、家賃債務保証、安否確認、残存家財の処分等の生活支援などを行う居住支援法人の活動状況を確認したほか、新規指定の相談を2件受け付けた。  | 0        | 土木部            | 建築住宅課          |
| 施策の柱2 生活再建のための経済的支援 |   | 基本的施策9 雇用の安定                |  |          |                |                |
| 61                  | 事業主等の理解の増進<br><br>犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の理解が深まるよう、事業者向けリーフレットの作成・配布、企業・団体に講師を派遣して開催するミニ講演会、犯罪被害者等支援に関する県内巡回パネル展示による啓発を行う。また、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いや二次被害の防止について配慮を要請し、雇用の安定を図る。 | 犯罪被害者等支援普及啓発事業<br><br>普及・啓発 | ○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。<br>・遺族等講演会の開催（令和4年10月 会津若松市・広野町 合計65名参加）<br>・上記遺族等講演会に併せたパネル展の開催やホンデリング事業・ふくしま被害者支援センターの広報周知<br>・条例普及用リーフレットの作成（事業者向け2,000部）<br><br>○働き方改革セミナーにおいて犯罪被害者等休暇制度リーフレットを配布した。 | 964<br>0 | 生活環境部<br>商工労働部 | 男女共生課<br>雇用労政課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                          | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等  | 担当課室  |
|------|---|------------------------------|---|---------|--------|-------|
| 62   | 生活困窮者自立支援制度における支援等<br><br>生活困窮者自立支援法に基づき、県が委託により設置する自立相談支援窓口就労支援を行い、生活困窮者の自立を図る。また、就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などの福祉的支援制度を活用し、個々の実情に応じて、適切に就職及び就労定着を図る。同様に、市との連携により、市部における自立支援制度についても活用を図る。 | 福島県就労準備支援事業                  | ○各市を除く46町村の就労に必要な知識・技能が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に準備としての基礎能力の形成から支援を計画的に実施した（実績：1人）。 | 4,226   | 保健福祉部  | 社会福祉課 |
| 63   | 高等職業訓練促進給付金等事業の実施<br><br>ひとり親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、養成機関における修業期間について給付金を支給する。   | 母子家庭等自立支援総合対策事業              | ○母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格取得に係る養成訓練を受講する期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給した（実績：新規4名・継続5名）。                            | 19,473  | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 64   | 自立支援教育訓練給付金事業の実施<br><br>ひとり親の就職に有利になるよう、厚生労働大臣の指定する「指定教育訓練講座」を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成する。  | 母子家庭等自立支援総合対策事業              | ○母子家庭の母及び父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合に、受講費用の80～100%に相当する額を支給した（実績：1名）。   | 676     | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 65   | ひとり親家庭の就業等に関する相談への対応【再掲】<br><br>各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。また、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。  | ひとり親家庭相談事業<br>母子家庭等就業・自立支援事業 | ○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置した（自立支援員：13名）。<br>○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行った。                         | 46,292  | こども未来局 | 児童家庭課 |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名                    | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等  | 担当課室    |
|------|--|------------------------|---|---------|--------|---------|
| 66   | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施<br><br>「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。 | 母子家庭等自立支援総合対策事業        | ○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行う社会福祉法人等に貸付実績額の1/10を補助した。 | 2,210   | こども未来局 | 児童家庭課   |
| 67   | 個々の実情に応じた就職相談・職業紹介<br><br>ハローワーク等と連携し、県就職相談窓口において、若者・女性・中高年齢者・障がい者等の個々の実情に応じた就職相談・職業紹介を実施する。       | ふるさと福島就職情報センター運営事業     | ○福島市と東京に相談窓口を設置し、首都圏大学等との連携を強化しながら、きめ細かい就職相談や職業紹介を実施した。   | 61,222  | 商工労働部  | 雇用労政課   |
| 68   | 障がい者就職面接会の開催を通じた就労促進<br><br>福島労働局主催により県内各地で開催される障がい者就職面接会において、障がい者雇用を促進する。                         | 障がい者就職面接会              | ○福島労働局が県内各方部に協力し、障がい者の雇用の促進を図った。  | 0       | 商工労働部  | 雇用労政課   |
| 69   | 障がい者雇用推進企業等登録制度の活用<br><br>県が随意契約により物品等を調達する場合、登録企業を優先的に扱うことにより、積極的な障がい者雇用を促進する。                    | 障がい者雇用推進企業等からの物品調達優遇制度 | ○障がい者雇用推進企業の物品調達に係る入札（見積）参加機会を増大することにより優遇し、障がい者雇用の促進を図った。                                       | 0       | 商工労働部  | 雇用労政課   |
| 70   | 離職者の就労に向けた職業訓練の実施<br><br>離職者等求職者の早期就職を支援するため、ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図りながら離職者等再就職訓練事業を実施する。     | 離職者等再就職訓練事業            | ○再就職に向けて新たなスキル等を必要とする求職者に対して、職業訓練を実施し、再就職の促進を図った（実績人数：1,379人）。                                  | 448,359 | 商工労働部  | 産業人材育成課 |
| 71   | 被害回復のための休暇制度の周知<br><br>犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度について、県内の企業や労働者に対して周知を図る。                        | 普及・啓発                  | ○働き方改革セミナーにおいて犯罪被害者等休暇制度リーフレットを配布した。  | 0       | 商工労働部  | 雇用労政課   |

| 施策番号                | 施策名   | 事業名                          | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等    | 担当課室    |
|---------------------|---|------------------------------|---|---------|----------|---------|
| 72                  | 労働相談への対応【再掲】<br><br>労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できるよう労働相談を実施する。   | 労働相談への対応                     | ○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者から電話・メール・来庁等により労働相談を実施した（相談実件数：578件）。  | 0       | 労働委員会事務局 | 審査調整課   |
| 73                  | 個別労働紛争解決制度の周知<br><br>労働に関する労働者と事業主との紛争解決を図る個別労働紛争調整制度について、県民へ周知する。  | 個別労働紛争解決制度の周知                | ○労働に関する労働者と事業主との紛争解決を図る個別労働紛争調整制度について、チラシ等を用いた周知を実施した。  | 0       | 労働委員会事務局 | 審査調整課   |
| 施策の柱2 生活再建のための経済的支援 |   | 基本的施策10 経済的負担の軽減             |   |         |          |         |
| 74                  | 犯罪被害給付制度の運用<br><br>様々な機会や媒体を利用し、犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、犯罪被害給付制度に関する権利や手続きについて十分な説明を行い、事案の内容に即した迅速な裁定に努める。   | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 | ○部内業務指導等の機会を活用し、犯罪被害給付制度の確実な教示について指導するとともに、各種報告書等により対象事案を把握し、教示漏れの防止を図った。また、対象となり得る事案を早期に把握し、申請から給付までの裁定計画の策定や事案検討により迅速的確な支給を行った。 | 0       | 警察本部     | 県民サービス課 |
| 75                  | 性犯罪被害者の医療費公費負担制度の運用<br><br>性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。  | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 | ○性犯罪被害者に対する各種公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。   | 142     | 警察本部     | 県民サービス課 |
| 76                  | 性犯罪・性暴力被害者の医療費公費負担制度の運用<br><br>県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、警察を介さない性犯罪・性暴力被害の相談者に対して、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。 | 性暴力等被害者支援事業                  | ○医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行い、性暴力等被害者に関する心身回復支援を実施した（助成件数：28件）。   | 10,169  | 生活環境部    | 男女共生課   |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                            | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室  |
|------|---|--------------------------------|--|---------|-------|-------|
| 77   | 犯罪被害者等見舞金制度の創設及び運用<br><br>犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、市町村と連携して見舞金を支給し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図る。           | 犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金              | ○犯罪被害者等見舞金を市町村と一緒に支給するため、令和4年4月に要綱を制定し運用を開始した。<br>・補助先：市町村<br>・補助額（定額）：遺族見舞金 30万円/重傷病見舞金 15万円<br>※R5.4.1現在：21市町村で支給制度整備済 | 2,350   | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 78   | 転居費用助成金等の創設及び運用【再掲】<br><br>自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むことが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等が新たな住居に転居するための費用を助成する。 | 犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金              | ○犯罪被害者等転居費用助成金を市町村と一緒に支給するため、令和4年4月に要綱を制定し運用を開始した。<br>・補助先：市町村<br>・補助額（定額）：10万円<br>※R5.4.1現在：20市町村で支給制度整備済               | 2,350   | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 79   | 被害の早期回復・軽減に向けた支援<br><br>犯罪被害者等に対して様々な経済的支援制度に関する情報を被害の状況に応じて整理し、総合的に提供するなど、被害の早期回復・軽減を図る。             | 犯罪被害者等支援体制整備事業                 | ○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。<br>※平成18年11月に男女共生課に設置<br>○また、犯罪被害者支援ハンドブックの改定を行った（令和4年9月）。                  | 726     | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 80   | 交通遺児奨学資金の支給<br><br>父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受けた交通遺児等に対し、奨学金の支給などをを行う。                                   | 公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会による交通遺児への支援 | ○小・中学生及び高校生計72名に対し令和4年7月にコロナ一時金を含む奨学金を支給した。また、小・中学校入学予定者及び中学・高校卒業予定者計42名に対し令和5年3月に奨学金を支給した。                              | 0       | 生活環境部 | 生活交通課 |
| 81   | 生活福祉資金の貸付<br><br>他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。     | 生活福祉資金貸付事業                     | ○他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図った。<br>・貸付決定件数：総合支援資金1,284件／福祉資金1,505件    | 57,843  | 保健福祉部 | 社会福祉課 |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名             | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等  | 担当課室  |
|------|--|-----------------|---|---------|--------|-------|
| 82   | 母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援<br><br>ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行う。 | 貸付金             | ○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行った。          | 211,269 | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 83   | 県営住宅の優先入居【再掲】<br><br>公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。                           | 県営住宅等の優先入居      | ○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者については、優先的に選考して入居予定者を定めた。 | 0       | 土木部    | 建築住宅課 |
| 84   | 市町村公営住宅の入居等の取組の促進【再掲】<br><br>犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。                      | 市町村犯罪被害者等支援強化事業 | ○市町村担当者説明会（令和4年5、6月）や日々の業務において、公営住宅の優先入居等の取組に係る情報共有を行い、取組を促進した。         | 157     | 生活環境部  | 男女共生課 |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名  | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円）   | 担当部局等 | 担当課室    |
|------|--|--|---|-----------|-------|---------|
| 85   | 高校生等への修学支援<br><br>家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給を始めとする各種支援策を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図る。 | 就学支援金<br><br>低所得者等に対する支援<br><br>中所得者層に対する支援<br><br>高校等奨学資金給付事業<br><br>高校等奨学資金貸付金 | <p>○年収約910万円未満の世帯（590万円未満の世帯には加算額あり）に対し授業料を補助した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 : 10,167人<br/>2,682,547千円</li> <li>・専修学校等 : 516人<br/>171,537千円</li> </ul> <p>※上段：対象者数、下段：事業費</p> <p>○被生活保護世帯や家計急変世帯等の授業料を免除した学校に、当該免除額を補助した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 : 4人<br/>690千円</li> <li>・中学校 : 1人<br/>56千円</li> <li>・高等学校 : 186人<br/>10,444千円</li> <li>・専修学校等 : 120人<br/>11,708千円</li> </ul> <p>※上段：対象者数、下段：事業費</p> <p>○年収約590万円以上620万円未満の世帯の授業料を免除した学校に、当該免除額を補助した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 : 768人<br/>54,376千円</li> <li>・専修学校等 : 33人<br/>2,345千円</li> </ul> <p>※上段：対象者数、下段：事業費</p> <p>○低所得世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図った。</p> <p>○能力があるにもかかわらず、経済的理由から修学困難と認められる生徒に対して貸与した。</p> | 3,187,216 | 総務部   | 私学・法人課  |
| 86   | 診断書料等の公費負担<br><br>一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害に遭い、けがをされた方に対して、診断書料等を公費で負担する。   | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援   | ○対象事案の被害者に対し、各種公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。   | 801,868   | 教育庁   | 高校教育課   |
| 87   | カウンセリング費用の公費負担<br><br>一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。                                      | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援   | ○カウンセリング費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。   | 183,588   | 教育庁   | 高校教育課   |
| 88   | 死体検案書料の公費負担<br><br>犯罪を立証するために必要な死体検案書料を公費で負担する。  | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援   | ○対象事案の遺族等に対し、死体検案書料の公費負担制度について確実に教示するとともに適正な運用を図った。   | 106       | 警察本部  | 県民サービス課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                          | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室    |
|------|---|------------------------------|--|---------|-------|---------|
| 89   | 遺体搬送に関する公費負担<br><br>犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族に対して、司法解剖後のご遺体を搬送する費用の一定部分を公費で負担する。   | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 | ○対象事業の遺族等に対し、司法解剖遺体の公費搬送等公費負担制度について確実に教示するとともに適正な運用を図った。                       | 48      | 警察本部  | 県民サービス課 |
| 90   | 被害直後における居住場所の確保<br><br>犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用する。      | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 | ○一時避難場所の確保、ハウスクリーニング費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。              | 1       | 警察本部  | 県民サービス課 |
| 91   | 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携<br><br>犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。 | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 | ○犯罪被害給付制度の手続等を通じて、支援金支給対象者の把握に努め、申請手続に関する教示及び申請に係る情報提供を推進した。                   | 0       | 警察本部  | 県民サービス課 |
| 92   | 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援<br><br>国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体を活用して周知するとともに、対象事業の把握及び把握した事業の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適切な運用に努める。                       | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 | ○担当窓口である県民サービス課にパンフレットを備え付けているほか、県警ホームページに当該制度の概要を紹介している警察庁ホームページをリンクさせ周知を図った。 | 0       | 警察本部  | 県民サービス課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                    | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室  |
|------|---|------------------------|---|---------|-------|-------|
| 93   | 法律相談に関する支援<br><br>県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、その相談にかかる費用を支援する。 | 性暴力等被害者支援事業            | ○弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、弁護士への初回相談費用を支援した（支援件数：6件）。 | 10,169  | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 94   | 日本弁護士会連合会の法律援助事業についての情報提供<br><br>日本弁護士会連合会の法律援助事業について周知を図る。   | 犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実 | ○犯罪被害者等の支援に関するウェブページにおいて、当該法律援助事業の周知や情報の提供を行った。           | 0       | 生活環境部 | 男女共生課 |
| 95   | 日本司法支援センター（法テラス）民事法律扶助制度に係る情報提供<br><br>日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度について周知を図る。  | 犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実 | ○犯罪被害者等の支援に関するウェブページにおいて、当該法律扶助制度の周知や情報の提供を行った。           | 0       | 生活環境部 | 男女共生課 |

### 施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止 | 基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援

|    |  |   |  |     |      |         |
|----|--|---|--|-----|------|---------|
| 96 | 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実<br><br>公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの効果的運用に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。 | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援<br>犯罪被害者支援事業（部内カウンセラー研修費等） | ○犯罪被害者等の要望に応じた適切なカウンセリングを実施した。<br>○学会及び警察庁開催の研修に参加し技術・能力の向上を図った。 | 108 | 警察本部 | 県民サービス課 |
| 97 | カウンセリング費用の公費負担【再掲】<br><br>一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。  | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援                            | ○カウンセリング費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。            | 35  | 警察本部 | 県民サービス課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等  | 担当課室    |
|------|---|--------------------|--|---------|--------|---------|
| 98   | 性犯罪・性暴力被害者のカウンセリング費用の公費負担<br><br>県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者の精神的被害の回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。 | 性暴力等被害者支援事業        | ○医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行い、性暴力等被害者に関する心身回復支援を実施した（助成件数：28件）。  | 10,169  | 生活環境部  | 男女共生課   |
| 99   | 心のケアに関する相談への対応<br><br>精神保健福祉センターや保健所において県民の心の健康や精神疾患に関する相談や支援を行う。   | 精神訪問指導事業           | ○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施（相談対応件数計：10,582件）。   | 2,294   | 保健福祉部  | 障がい福祉課  |
| 100  | 自助グループの活動についての情報提供【再掲】<br><br>犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報提供を行う。  | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 | ○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、自助グループ活動について適時適切な情報提供を行った。   | 0       | 警察本部   | 県民サービス課 |
| 101  | 高次脳機能障がい者への支援体制の整備<br><br>高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図るとともに、障がいに関する研修等を行い、適切な支援が提供される支援体制を整備する。  | 高次脳機能障がい支援体制整備事業   | ○高次脳機能障がいに関する県支援拠点及び圏域の支援拠点を6圏域に設置し支援を行った。<br>・相談件数：直接相談361件／間接相談432件<br>・県全体研修会（オンライン）：1回開催（R5.2.18 134名参加）<br>・支援会議（オンライン）：2回開催（R4.11.22／R5.3.28）<br>・コーディネーター会議（オンライン）：2回開催（R4.11.22／R5.3.28） | 5,651   | 保健福祉部  | 障がい福祉課  |
| 102  | 妊娠に関する相談への対応【再掲】<br><br>予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のミカタ 健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応を行う。  | 女性のミカタ健康サポートコール等事業 | ○保健福祉事務所において、妊娠に関する悩みなど女性特有の健康に関する個別相談を専門電話・来所により、随時受け付けた（実績：67件）。   | 367     | こども未来局 | 子育て支援課  |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                                 | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円）   | 担当部局等  | 担当課室           |
|------|---|-------------------------------------|---|-----------|--------|----------------|
| 103  | 自立支援医療（精神通院医療）制度の運用<br><br>PTSD等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担する。   | 自立支援医療費（精神）                         | ○障害者総合支援法に基づき、精神障がい者の通院医療費自己負担分の一部を公費負担し、精神障がい者の適正医療の普及を図った（医療受給者証交付数：32,227件）。   | 3,028,243 | 保健福祉部  | 障がい福祉課         |
| 104  | 里親制度の運用<br><br>児童福祉法に基づき、家庭で生活できなくなった子どもたちが、家族の一員として愛情をもって心身の成長を支える里親のもとで生活できるよう、支援を行う。   | 里親総合対策事業                            | ○子どもにとって適切な養育環境で安心して自分をゆだねられる養育者により、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されることが重要であり、家庭で生活できない子どもを家庭に迎え入れ、愛情を持って養育する里親制度の振興と充実を図った。<br>令和4年度実績<br>①里親促進事業補助金：751,730円<br>②里親制度普及促進事業：各児相実施合計40回<br>③里親トレーニング事業：各児相実施13回<br>④里親訪問等支援事業：里親コーディネータを各児相に1名配置<br>⑤緊急短期委託里親制度：17名<br>⑥里親委託支度品支給：16名<br>⑦里親への委託前養育支援事業：11名分（複数回利用の児童有り） | 18,792    | こども未来局 | 児童家庭課          |
| 105  | ひとり親家庭等の医療費助成制度<br><br>ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成する。  | ひとり親家庭医療費助成事業                       | ○ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成した。  | 169,913   | こども未来局 | 児童家庭課          |
| 106  | スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用【再掲】<br><br>児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努める。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っていく。 | スクールカウンセラー派遣事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業 | ○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に166人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。<br>○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ56名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。  | 710,383   | 教育庁    | 義務教育課<br>高校教育課 |

| 施策番号                                     | 施策名  | 事業名   | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等  | 担当課室      |
|--|--|---|---|---------|--------|-----------|
| 施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止   基本的施策12 安全の確保 |  |   |   |         |        |           |
| 107                                      | DV被害者や被虐待児童等の一時保護<br><br>DV被害者や同伴する児童、被虐待児童等の安全を確保するため、一時保護所等と連携し、速やかに保護を行う。   | 女性のための相談支援センター入所者扶助費（小事業：一時保護所・婦人保護施設入所者扶助費）      | ○要保護女子及びDV被害女性等が一時保護所及び婦人保護施設へ入所した場合に、保護した女性及び同伴児の一般生活費等を支弁した。  | 23,850  | こども未来局 | 児童家庭課     |
| 108                                      | DV防止対策に関する取組<br><br>「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DV防止と被害者の保護・自立支援に当たる。                                | 配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業（小事業：福島県DV対策連携会議開催事業）        | ○女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため、福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議を開催した（11月開催）。                          | 84      | こども未来局 | 児童家庭課     |
| 109                                      | 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組<br><br>児童虐待通告を受理した場合、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行う。また、市町村要保護児童対策協議会を活用し、関係機関と情報共有・連携し対応する。             | 虐待から子どもを守る総合対策推進事業（小事業：市町村虐待対応強化支援事業、学校等との連携強化事業） | ○市町村が子どもとその家族に対し適切な支援を行うことができるよう、市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を支援するとともに、相談援助技術の向上を図った。また、教職員及び保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応等に関する研修等を行うことで、連携強化を図った（教職員及び保育従事者等に対する研修実施回数：6回）。 | 12,689  | こども未来局 | 児童家庭課     |
| 110                                      | 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組<br><br>学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告する。 | 児童虐待等への対応協議                                       | ○生徒指導担当指導主事研究協議会（年間2回）において、生徒指導上の事故報告とその対応及び生徒指導上の喫緊の課題への対応等について共有、協議した。  | 0       | 教育庁    | 義務教育課     |
| 111                                      | 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組<br><br>県などの関係機関との児童虐待に関する情報共有を図りながら、児童虐待の防止及び早期発見等を徹底し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした各種活動を推進する。            | 犯罪被害者等の安全の確保                                      | ○教養資料を発出するなどし、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するとともに、チェック票に基づき現場における確認漏れの絶無を図った。<br>○引き続き、県内4つの児童相談所に警察官及び警察官OBを配置し連携強化を図った。   | 0       | 警察本部   | 少年女性安全対策課 |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名                          | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室      |
|------|--|------------------------------|--|---------|-------|-----------|
| 112  | 被害直後における居住場所の確保<br><br>犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費公費負担制度を積極的に運用する。   | 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 | ○一時避難場所の確保費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。                          | 1       | 警察本部  | 県民サービス課   |
| 113  | 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止<br><br>13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、関係機関から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。                          | 犯罪被害者等の安全の確保                 | ○対象者と面談等を行い、更生に向けた支援活動を実施するとともに、保護観察所と連携して社会復帰に向けた支援を実施し、再犯防止措置と更生に向けた支援の両立を図った。 | 0       | 警察本部  | 少年女性安全対策課 |
| 114  | 地域警察官による被害者訪問・連絡活動<br><br>犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望、相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進する。 | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 | ○犯罪被害者等の希望確認を確実に実施し、訪問・連絡を希望する場合には地域警察官による訪問・連絡活動を行った。                           | 0       | 警察本部  | 地域企画課     |

#### 施策の柱4 県民の理解の増進と配慮 | 基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

|     |   |   |   |     |      |   |
|-----|---|---|---|-----|------|---|
| 115 | 刑事手続き等に関する情報の提供の充実【再掲】<br><br>刑事に関する手続き、少年保護事件の手続き、警察その他の犯罪被害者等支援に関する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。 | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供<br><br>犯罪被害者等支援事業（新被害者の手引） | ○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、各種支援施策や刑事手続き等の流れについて適時適切な情報提供を行った。<br>○新「被害者の手引」を作成・印刷し、各警察署等へ配置した（450部）。 | 461 | 警察本部 | 県民サービス課<br>少年女性安全対策課<br>地域企画課<br>刑事総務課<br>捜査第一課<br>交通指導課<br>外事課 |
|-----|---|---|---|-----|------|---|

| 施策番号 | 施策名   | 事業名                                 | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室   |
|------|---|-------------------------------------|--|---------|-------|--|
| 116  | 警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実【再掲】<br><br>犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施する。              | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備                  | ○警察学校等における教養等の機会に犯罪被害者等支援に関する教養等を実施した（11回）。  | 0       | 警察本部  | 県民サービス課<br>教養課<br>生活安全企画課<br>少年女性安全対策課<br>刑事総務課<br>捜査第一課 |
| 117  | 被害児童からの事情聴取における配慮<br><br>児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減等のため、事情聴取において、関係機関と連携し、被害児童に配慮した取組を推進する。                      | スクールカウンセラー派遣事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業 | ○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に166人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。<br>○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ56名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。 | 710,383 | 教育庁   | 義務教育課<br>高校教育課   |
|      |   | 相談・検査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供        | ○警察、検察庁及び児童相談所の担当者による司法面接実施に向けた連絡会議を開催するとともに、該当事案認知時には、二次被害防止のため代表者による聴取の実施等について調整した。  | 0       | 警察本部  | 少年女性安全対策課<br>刑事総務課<br>捜査第一課                              |
| 118  | 性犯罪被害相談の適切な対応【再掲】<br><br>性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進する。  | 相談・検査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供        | ○事件主管課や支援担当課と緊密に連携し、対応者の性別など犯罪被害者等の心情に配意した対応を実施した。   | 0       | 警察本部  | 県民サービス課<br>少年女性安全対策課<br>地域企画課<br>刑事総務課<br>捜査第一課          |
| 119  | 性犯罪検査を担当する職員等の研修<br><br>性犯罪の検査及び性犯罪被害者の支援に従事する職員に対し、専門的な知識を有する講師を招いて講義を行うなど、性犯罪被害者的心情に配慮した対応を強化する。                  | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備                  | ○性犯罪検査専科において、被害者の心情に配慮した性犯罪検査要領について教養を実施した。  | 0       | 警察本部  | 捜査第一課  |
| 120  | 警察における犯罪被害者等のための施設の改善<br><br>犯罪被害者等からの事情聴取を行う相談室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図る。 | 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備                  | ○業務指導等の際、相談室の整理整頓及び被害者支援用車両の適正な活用を図るよう指導した。<br>○機会を捉えた犯罪被害者等のための施設等の改善として、駐在所の改築の際、新たに相談室を設置した。  | 0       | 警察本部  | 県民サービス課<br>施設設備課   |

| 施策番号  | 施策名   | 事業名  | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室    |
|---|---|--|---|---------|-------|---------|
| 121   | 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等<br><br>適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故被害者的心情に配慮した取組を行い、交通事故被害者の負担軽減を図る。   | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供                                     | ○重大事故等において、指導的立場にある職員が事故現場に臨場して指揮・指導とともに、客観的な資料を基に科学的観点から適正捜査を実施した。<br>○被害者連絡調整官を指定し、正確な捜査状況の説明をする等交通事故事件捜査と被害者支援を同時並行・連動させて行った。  | 0       | 警察本部  | 交通指導課   |
| <b>施策の柱4 県民の理解の増進と配慮   基本的施策14 県民の理解の増進</b> |   |  |   |         |       |         |
| 122   | 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施<br><br>市町村等関係機関と連携し、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせた広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等支援への理解の増進を図る。  | 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業<br><br>県民の理解の増進<br>犯罪被害者支援事業（支援の輪を広げるつどい） | ○県警察及びふくしま被害者支援センターとの共催により「支援の輪を広げるつどい2022」を開催し、大学准教授による性暴力被害に関する基調講演、パネルディスカッション、被害者支援パネル展等を実施した（11月26日、約160名）。<br>○犯罪被害者週間に合わせ、県庁内においてパネル展示を行った。<br><br>○ホームページに犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）について掲載するとともに、各警察署において、被害者支援キャンペーンを実施した。<br>○県及びふくしま被害者支援センターとの共催により「支援の輪を広げるつどい2022」を開催し、大学准教授による性暴力被害に関する基調講演、パネルディスカッション、被害者支援パネル展等を実施した（11月26日、約160名）。                                  | 0       | 生活環境部 | 男女共生課   |
| 123   | 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施<br><br>犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。 | 犯罪被害者等支援普及啓発事業<br><br>県民の理解の増進                                   | ○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。<br>・遺族等講演会の開催（令和4年10月 会津若松市・広野町 合計65名参加）<br>・上記遺族等講演会に併せたパネル展の開催やホンダリング事業・ふくしま被害者支援センターの広報周知<br>・条例普及啓発用リーフレットの作成（県民向け2,000部）<br>・相馬地区保護司会研修での講演（令和5年2月新地町 68名参加）<br><br>○犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について、ホームページ、県警YouTube、ラジオ放送等各種媒体による広報啓発活動を実施した。<br>○各種会合や講習会等において、被害者等の手記の朗読や被害者支援施策の紹介を行う「被害者に優しい地域づくりミニ講座」を実施した（353回・20,806名）。 | 964     | 生活環境部 | 男女共生課   |
|   |   |  |   | 0       | 警察本部  | 県民サービス課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名   | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円）      | 担当部局等       | 担当課室                      |
|------|---|---|---|--------------|-------------|---------------------------|
| 124  | 女性に対する暴力をなくす運動<br><br>夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国、地方公共団体、女性団体、その他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発に取り組む。 | 女性に対する暴力をなくす運動の周知                                   | ○内閣府作成のチラシ・リーフレットの関係機関への配布及びポスター掲示等を行った。<br>○ホームページ及びTwitterにより広報を行った。  | 0            | 生活環境部       | 男女共生課                     |
| 125  | 交通安全運動期間における各種広報・啓発事業の実施<br><br>各季における交通安全運動期間において、各種広報・啓発事業を実施し、県民の交通安全意識の醸成に努める。  | 各季の交通安全運動期間における各種広報・啓発事業                            | ○各季（4月、5月、7月、9月、12月）の交通安全運動に合わせ、啓発イベントを実施した。また、各季の交通安全運動期間に交通事故防止を呼びかけるリーフレットを合計96,000部作成し、市町村や交通安全関係団体等に配布した。  | 0            | 生活環境部       | 生活交通課                     |
| 126  | 児童虐待防止推進月間における取組<br><br>毎年11月の国における「児童虐待防止推進月間」に呼応し、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施し、県民の理解を深める。   | 虐待から子どもを守る総合対策推進事業（小事業：児童虐待防止普及啓発事業）                | ○各地域での普及啓発時に活用するため、オレンジリボン運動の啓発グッズを市町村等へ配付した（産後うつはがきを県内市町村及び医師会へ配布）。  | 800          | こども未来局      | 児童家庭課                     |
| 127  | 中高生等に対する被害者支援の啓発<br><br>中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。  | 道徳教育総合支援事業<br><br>県民の理解の増進<br>犯罪被害者支援事業（命の大切さを学ぶ授業） | ○児童生徒に「命の大切さ」「家族や地域の絆」「思いやり」「郷土を愛する心」等を育み、多様性を尊重し温かな人間関係を築く、家庭や地域社会等との連携による道徳教育の充実を図った。県内7校（小学校3校、中学校3校、高校1校）を道徳教育推進校として指定し、実践研究を行った。<br><br>○人格形成に重要な時期を迎えている中学生・高校生に対し、被害者遺族等による講演を行い、命の大切さを考えもらうとともに、被害者支援に対する理解を深めてもらうため「命の大切さを学ぶ授業」を実施した（中学校14校：1,936名／高校6校：2,199名）。 | 7,886<br>302 | 教育庁<br>警察本部 | 義務教育課<br>高校教育課<br>県民サービス課 |

| 施策番号 | 施策名  | 事業名            | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室    |
|------|--|----------------|--|---------|-------|---------|
| 128  | 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進<br><br>各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努める。   | 人権教育開発事業       | ○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。また、学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等67名が参加し、授業を基に協議を行った。さらに、推進地域において人権教育啓発のリーフレットを1,300部作成し、県内の各校へ配布した。<br>○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など11名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。 | 1,010   | 教育庁   | 義務教育課   |
| 129  | 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進<br><br>「支援の輪を広げるつどい」や講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童（その兄弟姉妹を含む。）及び障がい者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。 | 犯罪被害者等支援普及啓発事業 | ○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。<br>・遺族等講演会の開催（令和4年10月 会津若松市・広野町 合計65名参加）<br>・上記遺族等講演会に併せたパネル展の開催やホンディング事業・ふくしま被害者支援センターの広報周知<br>・条例普及用リーフレットの作成（県民向け2,000部）  | 964     | 生活環境部 | 男女共生課   |
|      |  | 人権教育開発事業       | ○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。また、学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等67名が参加し、授業を基に協議を行った。さらに、推進地域において人権教育啓発のリーフレットを1,300部作成し、県内の各校へ配布した。<br>○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など11名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。 | 1,010   | 教育庁   | 義務教育課   |
|      |  | 県民の理解の増進       | ○「支援の輪を広げるつどい2022」、「命の大切さを学ぶ授業」、「被害者に優しい地域づくりミニ講座」等様々な機会を通じた広報啓発活動の推進により、県民の理解増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図った。  | 0       | 警察本部  | 県民サービス課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名      | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室    |
|------|---|----------|--|---------|-------|---------|
| 130  | 「被害者に優しいふくしまの風運動」の推進<br><br>大学生ボランティアの活動への支援や犯罪被害者等による講演会の実施など、様々な機会を通じて社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図り、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するための「被害者に優しいふくしまの風運動」を推進する。 | 県民の理解の増進 | ○大学生に対して犯罪被害者支援等に関する講義を実施した（2校・8回・328名）。                 | 0       | 警察本部  | 県民サービス課 |
| 131  | 交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進<br><br>交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを公表し、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。               | 県民の理解の増進 | ○交通安全教室や各種講習会等で交通事故被害者等の手記を紹介するなどし、被害者等の心情に対する理解の増進を図った。 | 0       | 警察本部  | 県民サービス課 |

#### 施策の柱4 県民の理解の増進と配慮 | 基本的施策15 学校における教育の実施等

|     |  |                                   |   |     |      |                                    |
|-----|--|-----------------------------------|---|-----|------|------------------------------------|
| 132 | 中高生等に対する被害者支援の啓発<br><br>中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。 | 県民の理解の増進<br>犯罪被害者支援事業（命の大切さを学ぶ授業） | ○人格形成に重要な時期を迎えている中学生・高校生に対し、被害者遺族等による講演を行い、命の大切さを考えもらうとともに、被害者支援に対する理解を深めてもらうため「命の大切さを学ぶ授業」を実施した（中学校14校：1,936名／高校6校：2,199名） | 302 | 警察本部 | 県民サービス課                            |
| 133 | 学校における防犯教育の充実<br><br>学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する犯罪被害を未然に防止するなど、犯罪の被害から児童を守る教育の充実を図る。  | 犯罪被害に巻き込まれないための事業                 | ○学校の「危機管理マニュアルの作成」等の評価・見直しを促し登下校時の防犯対策、犯罪被害時の体制の充実を図った。また、犯罪被害を含む危機回避のための情報モラルに関する研修等を実施した。                                 | 0   | 教育庁  | 義務教育課<br>高校教育課<br>特別支援教育課<br>健康教育課 |

| 施策番号 | 施策名   | 事業名            | 令和4年度実施事業等概要   | 事業費（千円） | 担当部局等 | 担当課室    |
|------|---|----------------|--|---------|-------|---------|
| 134  | 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進【再掲】<br><br>各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努める。  | 人権教育開発事業       | ○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。また、学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等67名が参加し、授業を基に協議を行った。さらに、推進地域において人権教育啓発のリーフレットを1,300部作成し、県内の各校へ配布した。<br>○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など11名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。 | 1,010   | 教育庁   | 義務教育課   |
| 135  | 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施【再掲】<br><br>犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。 | 犯罪被害者等支援普及啓発事業 | ○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。<br>・遺族等講演会の開催（令和4年10月 会津若松市・広野町 合計65名参加）<br>・上記遺族等講演会に併せたパネル展の開催やホンデリング事業・ふくしま被害者支援センターの広報周知<br>・条例普及啓発用リーフレットの作成（県民向け2,000部）<br>・相馬地区保護司会研修での講演（令和5年2月新地町 68名参加）                | 964     | 生活環境部 | 男女共生課   |
|      |   | 県民の理解の増進       | ○犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について、ホームページ、県警YouTube、ラジオ放送等各種媒体による広報啓発活動を実施した。<br>○各種会合や講習会等において、被害者等の手記の朗読や被害者支援施策の紹介を行う「被害者に優しい地域づくりミニ講座」を実施した（353回・20,806名）。   | 0       | 警察本部  | 県民サービス課 |

| 施策番号                                   | 施策名  | 事業名                                    | 令和4年度実施事業等概要  | 事業費（千円） | 担当部局等         | 担当課室             |
|--|--|--|---|---------|---------------|------------------|
| 施策の柱4 県民の理解の増進と配慮   基本的施策16 個人情報の適切な管理 |  |  |   |         |               |                  |
| 136                                    | 犯罪被害者に関する情報の保護<br><br>犯罪被害者の氏名の発表に当たり、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望と踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。 | 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供           | ○犯罪被害者の心情及び二次的被害の防止に配意しつつ適切な対応に努めた。   | 0       | 警察本部          | 県民サービス課<br>総務課   |
| 137                                    | 犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等<br><br>犯罪被害者等やその関係者の個人情報を適切に管理する、また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を図る。  | 個人情報の取り扱いの周知<br><br>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 | ○二次被害や再被害を生じさせることのないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の適切な管理について周知を行った。<br><br>○ふくしま被害者支援センターに対して、犯罪被害者等に関する情報保護の徹底を図るよう指導を実施した。 | 0       | 生活環境部<br>警察本部 | 男女共生課<br>県民サービス課 |
| 138                                    | 個人情報の取扱いの周知徹底<br><br>民間支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図る。   | 個人情報の取り扱いの周知                           | ○二次被害や再被害を生じさせることのないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の適切な管理について周知を行った。  | 0       | 生活環境部         | 男女共生課            |